

関係各位

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

一般財団法人国際法学会の活動につきまして、日頃より温かいご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて本日は、国際法学会より、第11回「小田滋賞」の募集についてご案内させていただきました。大変お手数とは存じますが、本事業の趣旨及び目的にご理解を賜り、同封いたしましたポスター及び案内をご掲示いただき、学生及び院生の皆様に広くお知らせくださいますようお願い申し上げます。

国際法学会は、国際法の普及を図ること等を目的として、1897年に創設された法学の分野では日本でもっとも古い学会です。2012年10月に旧財団法人から一般財団法人へと移行しました。学会創設以来126年にわたる長い歴史の中で、本学会は、国際関係を規律する法を研究対象とし、国の外交政策と密接に関わる問題を扱ってまいりました。現在も、わが国には解決すべき多くの課題があり、またグローバル化した国際社会には、さまざまな諸課題が山積しております。

国際法学会は、その重要な活動の一つとして、次世代の研究を担う若手研究者の人材育成に取り組んでおり、2013年に「小田滋賞」を新設いたしました。1976年2月から2003年2月まで3期27年にわたり国際司法裁判所裁判官を務められた小田滋先生の篤志に基づいて、国際法、国際私法、国際政治・外交史の分野における研究を促進し、特に将来を担う若手研究者の育成を促進するために、これらの分野に関する優秀な論文に対して「小田滋賞」を授与するものです。応募資格者は、日本国内の大学の学部又は学部と相当すると認められる課程に在籍する学生（短期大学に在籍する学生及び高等専門学校に在籍する学生で高等学校卒業相当の資格を有する者を含む）、大学院博士課程前期又は修士課程に在籍する学生、法科大学院に在籍する学生及び司法修習生となっております。賞の内容及び応募の方法等は、ポスター及び応募要領に詳しく記載しております。論文のテーマは、国際法、国際私法及び国際政治・外交史に関する論文ということで、テーマを広く自由に選択できるようにいたしております。

国際法学会といたしましては、「小田滋賞」が、日本を取り巻く国際環境に鋭敏かつ着実に対処できるような次世代の若手研究者をはじめ、将来、国際法、国際私法、国際政治・外交史の分野で研究又は実務に従事することを希望する若者の育成に少しでも役立つことを願っております。

「小田滋賞」の以上のような趣旨及び目的にご理解を賜り、掲示等を通じて多くの学生及び院生の皆様に広くお知らせいただき、応募を奨励してくださいますようお願い申し上げます。

末筆ながら、これまでのご支援とご理解に重ねて深く感謝申し上げますとともに、引き続き国際法学会の活動にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2023年8月

一般財団法人国際法学会 代表理事  
植木 俊哉